

小規模事業者経営改善資金制度融資
マル経融資制度のご案内

ご融資内容

更新：令和 6 年 2 月 1 日

融資限度額	返済期間
2,000万円 ※運転・設備資金合計しての限度額です。 ※1,500万円超の借入については、事業計画書の提出や貸付後の事業計画に対する進捗状況の報告などが必要となります。 ※マル経融資を利用中の事業者でも、重複した借入が可能です。	◆ 運転資金：7年以内 (うち据え置き期間1年以内) ◆ 設備資金：10年以内 (うち据え置き期間2年以内)
融資基準利率 (令和6年2月1日現在)	利率(年率) 1.20%

令和6年能登半島地震に関わる特例措置 ～別枠でさらに融資金利の引き下げ～

○融資限度額：別枠 1,000万円 (運転・設備資金) ○返済期間：運転資金7年以内(据置期間：1年以内)・設備資金10年以内(据置期間：2年以内) ○融資利率：下記の通り	
直接被害者 ：マル経融資基準利率より当初3年間 0.9%引き下げ 災害救助法の適用を受けた地区(新潟県を含む)に事業所があり、次のいずれかに該当する事業者 ア.今回の災害により直接の被害を受け、被害証明書等を提出できる事業所 イ.今回の災害に伴う停電等により、在庫品又は生産・営業設備に直接の被害を受けた事業所	1.20%－0.9%により 利率 0.30%
間接被害者 ：マル経融資基準利率より当初3年間 0.5%引き下げ 直接被害者(地震被害者又は停電等被害者。大企業を含む。)の事業活動に相当程度依存している者(売上高等が相当程度減少している者に限る。)であって、被害証明書等を提出できるもの。	1.20%－0.5%により 利率 0.70%

新型コロナウイルス感染症に関わる特例措置 ～別枠でさらに融資金利の引き下げ～

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、既存のマル経融資とは 別枠の融資で、通常の貸付金利を引き下げます。 ○最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期に比べ 5%以上 減少している小規模事業者 ○融資限度額：別枠 1,000万円 (運転・設備資金) ○返済期間： 運転資金・設備資金ともに20年以内 (据置期間：5年以内) ○融資利率：マル経融資基準利率より当初3年間 0.5%引き下げ ※取扱期間 令和6年3月31日まで	1.20%－0.5%により 利率 0.70%
---	-------------------------------------

マル経融資に関わる利子補給(借入後12ヶ月分) <上越商工会議所 会員事業所のみ対象>

運転資金 ：マル経融資基準利率より 0.4% 分を補給 ※期間：令和2年3月6日～令和6年3月31日に推薦するもの	1.20%－0.4%により 実質利率 0.80%
設備資金 ①上越商工会議所：マル経融資基準利率の 0.3% 分を補給 ※期間：令和元年10月1日～令和6年3月31日に推薦するもの ②上越市：マル経融資基準利率の 0.5% 分を補給 ※期間：平成31年4月1日～令和6年3月31日に推薦するもの ※①、②の合計 0.8% 分を補給し、基準利率より引き下げる ※なお補給利率は変動し、 0.00% を下限とします。	1.20%－0.8%により 実質利率 0.40%

ご利用いただける方

- 家族従業員・パート・アルバイト・法人の役員を除く従業員が、
 - ・商業・サービス業では5人以下（宿泊業及び娯楽業については20人以下）、
 - ・製造業・建設業などでは20人以下の小規模企業者
- 最近1年以上、旧上越市内で事業を営み、当所の経営指導を6ヶ月以前から受けている
商工業者
- 納期の到来している所得税・法人税、事業税、住民税を完納している方
- 日本政策金融公庫の非対象業種でない事業を営んでいる方
- その他、申込時に別途確認させていただく場合がございます

ご提出していただく資料

個人事業所

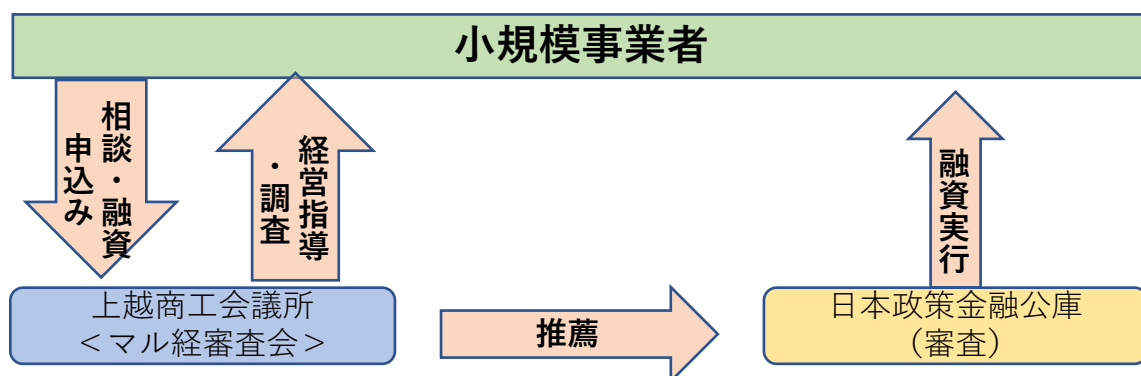
- ☐ 税務署に提出した税務申告書類2年分（決算書及び確定申告書）
- ☐ 決算後6ヶ月経過している場合は最近の試算表（3ヶ月以内のもの）
- ☐ 見積書（設備資金の場合）
- ☐ 不動産登記簿謄本 ※全部事項証明書（新規申込の場合）
- ☐ 書面提出の場合は、税務署の受領印がある確定申告書の写し、
電子申告の場合は、受信通知並びにメール詳細の写し、
若しくは源泉所得税、事業税、住民税の領収書などの営業実態を確認できる書類
- ☐ すでにある借り入れの返済表
（代表者名義で住宅ローンがある場合には、その返済表も必要）
- ☐ 土地・建物を所有の場合は、固定資産税納税通知書（課税明細書）

法人事業所

- ☐ 税務署に提出した税務申告書類2年分（決算書及び確定申告書）
- ☐ 決算後6ヶ月経過している場合は最近の試算表（3ヶ月以内のもの）
- ☐ 会社の登記簿謄本※履歴事項証明書（新規申込の場合）
- ☐ 見積書（設備資金の場合）
- ☐ 不動産登記簿謄本（会社及び代表者）※全部事項証明書（新規申込の場合）
- ☐ 書面提出の場合は、税務署の受領印がある確定申告書の写し、
電子申告の場合は、受信通知並びにメール詳細の写し、
若しくは源泉所得税、事業税、住民税の領収書などの営業実態を確認できる書類
- ☐ すでにある借り入れの返済表
（代表者名義で住宅ローンがある場合には、その返済表も必要）

※上記の他にも必要な条件や書類がありますので、当所までお問い合わせ下さい。

マル経融資実行の流れ



■お申込み・お問い合わせ・ご相談は
上越商工会議所・中小企業相談所

〒943-8502 上越市新光町1-10-20 / Tel:025-525-1185 Fax:025-522-0171